

4) 早期卒業

本学の標準修業期間は4年（共同獣医学科は6年）となっておりますが、2年次後学期までの時点で以下の基準を満たした者は、早期卒業制度適用の申請をすることができます。

早期卒業制度適用を認められた学生は、その後3年次後期までの間に早期卒業要件を満たすことで卒業が可能となり、標準修業期間より短い期間で大学院への進学や新卒としての就職が可能です。

早期卒業制度の適用を希望する学生は、3年次前期開始時に教務係まで申し出て早期卒業制度適用申請を行ってください。ただし、下記の学生は早期卒業対象者となりません。

- ①共同獣医学科学生
- ②編入・転入・再入学者
- ③転学部・転学科者
- ④入学前既修得科目認定者
- ⑤入学前在籍期間認定者

本制度による早期卒業の申請基準・卒業要件は以下の通りです。

【申請基準】

- ・学部2年後期までの全ての学期において、GPA対象科目20単位以上を修得し、かつ学期GPAが3.5以上であること
- ・学部2年後期までの総修得単位数が96単位以上かつ、2年次までの必修科目を全て修得していること

【早期卒業要件】

- ・学部3年後期までの全ての学期でGPAが3.5以上であること
- ・学部3年終了時において卒業に必要な所定の授業単位をすべて修得していること

5) 修業年限を超える者の卒業（6月・9月卒業）

留年等により修業年限を超えて在学する者で、なおかつ農学部で定められた所定の要件を満たしている者は、申請を行った上、所定の期日までに卒業要件を満たすことで、6月または9月に卒業することができます。

①6月卒業

6月卒業の申請をすることができる者は、3月に卒業できなかった者のうち、不足する単位が講義科目にあっては4単位以下の者、もしくは卒業論文が不合格となった者に限ります。また、不足する単位については、最終年度に履修登録した上で不合格となった科目の単位のみであることが条件です（必要な科目を履修登録せず留年した場合は不可）。

6月卒業を希望する場合は、成績が開示され、3月に卒業できないことが確定し次第ただちに教務係窓口に申し出て、その指示に従って手続きを行ってください。卒業のためには所定の期日までに必要な手続きを済ませ、かつ、改めて課される試験または卒業論文の審査に合格する必要があります。

②9月卒業

9月卒業の申請をすることができる者は、修業年限を超えて在学する者のうち、前期中に卒業要件を満たす見込みがある者に限ります（後期にしか開講されない必修科目を落とした場合などは不可）。

9月卒業を希望する場合は、卒業に必要な科目の履修登録を各自で済ませた上で5月頃までに教務係窓口申し出て、その指示に従って所定の手続きを行ってください。卒業のためには所定の期日までに手続きを済ませ、かつ、前期に単位を修得して卒業要件を満たす必要があります。